

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月22日

【四半期会計期間】 第19期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 株式会社ジパング

【英訳名】 Jipangu Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷 藤吉郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

【電話番号】 03(5468)3690(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 亀田 学

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

【電話番号】 03(5468)3691

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 亀田 学

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年2月14日に提出いたしました第19期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

(重要な後発事象)

(訂正前)

当社の連結子会社であるJipangu International Inc.並びに同社の子会社であるFlorida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.は、設備投資資金及び運転資金の確保並びに既存借入金の借換えのため、Resource Income Fund, L.P.を相手先として、平成25年10月8日、以下の借入契約及びロイヤリティ契約を締結しました。

(1) 借入契約

借入総額 15,000千US\$

実行日 平成25年10月8日

返済方法 金現物による分割返済(毎週)

なお、当該借入契約においては、借入金元本に対する金現物の総返済数量を契約時の金市場価格に基づき約定することから、契約時の金価格と金現物返済時の金価格に差異が生じた場合、連結損益計算書上、金価格差損益が発生します。すなわち、金現物返済時の金価格が契約時の金価格を上回れば金価格差損を計上し、反対に金現物返済時の金価格が契約時の金価格を下回れば金価格差益となります。

最終返済期日 平成26年12月14日

担保提供資産 Jipangu International Inc.株式、Jipangu International Inc.が所有する資産の全部(Florida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.株式を含み、担保提供が禁じられているものを除く)並びにFlorida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.が所有する資産の全部(担保提供が禁じられているものを除く)。

債務保証 当社は、上記借入に関する債務保証を行っております。

(省略)

(訂正後)

当社の連結子会社であるJipangu International Inc.並びに同社の子会社であるFlorida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.は、設備投資資金及び運転資金の確保並びに既存借入金の借換えのため、Resource Income Fund, L.P.を相手先として、平成25年10月8日、以下の借入契約及びロイヤリティ契約を締結しました。

(1) 借入契約

借入総額	15,000千US\$
実行日	平成25年10月8日
返済方法	金現物による分割返済(毎週)
最終返済期日	平成26年12月14日
担保提供資産	Jipangu International Inc.株式、Jipangu International Inc.が所有する資産の全部(Florida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.株式を含み、担保提供が禁じられているものを除く)並びにFlorida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.が所有する資産の全部(担保提供が禁じられているものを除く)。

債務保証 当社は、上記借入に関する債務保証を行っております。

— 会計処理 当該借入契約は、借入金元本に対する金現物の総返済数量が約定されるものであり、金利の発生はありません。また、Florida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.が生産する金現物の販売先は、契約相手先のグループ会社であるため、当該借入金は、実質的にFlorida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.が将来納入する金現物の販売代金に係る前受金に相当します。このような経済実態に鑑みて、当社グループの連結財務諸表においては、本契約による受領額を前受金に計上し、金現物の返済に応じて前受金を売上高に充当する処理を予定しております。

(省略)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5月21日

株式会社ジパング
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠 田 晴 夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 郷 大 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジパングの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジパング及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるJipangu International Inc.並びに同社の子会社であるFlorida Canyon Mining, Inc.及びStandard Gold Mining, Inc.は、設備投資資金及び運転資金の確保並びに既存借入金の借換えのため、平成25年10月8日に借入契約を締結し、同日実行した。また、平成25年10月8日にロイヤリティ契約を締結し、平成25年10月23日に資金調達を実行した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成26年2月13日にレビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。